4　法第五条の四第三項の規定により、求人等に関する情報を提供するに当たつては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあつたときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

二　当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

三　次のイからヘまでに掲げる区分に応じ、当該イからヘまでに定める措置

イ　公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者　次に掲げるいずれかの措置

(1)　求人者又は求職者に対し、定期的に求人又は求職者に関する情報が最新かどうかを確認すること。

(2)　求人又は求職者に関する情報の時点を明らかにすること。

ロ　法第四条第六項第一号に掲げる行為に該当する募集情報等提供の事業を行う者　次に掲げるいずれかの措置

(1)　労働者の募集に関する情報の提供を依頼した者に対し、当該労働者の募集が終了したとき又は当該労働者の募集の内容が変更されたときは、速やかにその旨を当該募集情報等提供事業を行う者に通知するよう依頼すること。

(2)　労働者の募集に関する情報の時点を明らかにすること。

ハ　法第四条第六項第二号に掲げる行為に該当する募集情報等提供の事業を行う者　次に掲げるいずれかの措置

(1)　労働者の募集に関する情報を定期的に収集し、及び更新し、並びに当該収集及び更新の頻度を明らかにすること。

(2)　労働者の募集に関する情報を収集した時点を明らかにすること。

ニ　法第四条第六項第三号に掲げる行為に該当する募集情報等提供の事業を行う者　次に掲げるいずれかの措置

(1)　労働者になろうとする者に関する情報の提供を依頼した者に対し、当該情報を正確かつ最新の内容に保つよう依頼すること。

(2)　労働者になろうとする者に関する情報の時点を明らかにすること。

ホ　法第四条第六項第四号に掲げる行為に該当する募集情報等提供の事業を行う者　次に掲げるいずれかの措置

(1)　労働者になろうとする者に関する情報を定期的に収集し、及び更新し、並びに当該収集及び更新の頻度を明らかにすること。

(2)　労働者になろうとする者に関する情報を収集した時点を明らかにすること。

ヘ　労働者供給事業者　次に掲げるいずれかの措置

(1)　労働者供給を受けようとする者又は供給される労働者に対し、定期的に労働者供給又は供給される労働者に関する情報が最新かどうかを確認すること。

(2)　労働者供給又は供給される労働者に関する情報の時点を明らかにすること。

（法第五条の五に関する事項）

第四条の四　法第五条の五第一項の規定により業務の目的を明らかにするに当たつては、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（新設）